

奄美市物価高騰対策 事業所支援給付金

よくあるご質問

(令和8年10月7日一部改訂版)

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番8号

奄美市役所 商工観光情報部 商工政策課

TEL : 0997-52-1127 MAIL : cai@city.amami.lg.jp



1 対象者・制度全般について

Q1-1	給付金の対象となるのは誰ですか。
A1-1	次の要件をすべて満たす事業者が対象です。 ○ 法人の場合は、令和 8 年 8 月 1 日時点及び申請日時点で奄美市内に本店又は主たる事務所を有する法人。個人事業主の場合は、令和 8 年 8 月 1 日時点及び申請日時点で奄美市内に住所を有し、かつ居住する個人事業主。 ○ 令和 8 年 8 月 1 日時点において事業を営んでおり、申請日時点においても当該事業を営み、今後も事業を継続する意思があること。 ○ 市税その他市に納付すべき徴収金を滞納していないこと ※法人税法上の公益法人等については、令和8年 8 月1日時点において、法人税法上の収益事業を行っている場合に限り対象となります。
Q1-2	市外に本店がある法人の市内店舗・支店は対象になりますか。
A1-2	対象になりません。 本給付金は、市内に本店又は主たる事務所を有する法人を対象としているため、市外に本店を有する法人の市内店舗・支店等は対象外です。
Q1-3	令和 8 年 8 月 2 日以降に開業した場合は対象になりますか。
A1-3	対象になりません。 令和 8 年 8 月 1 日時点で事業を開始する必要があります。
Q1-4	令和 8 年 8 月 1 日時点では営業していましたが、申請前に廃業しました。対象になりますか。
A1-4	対象になりません。 令和 8 年 8 月 1 日時点だけでなく、申請日時点においても事業を営み、今後も事業を継続する意思があることが必要です。
Q1-5	個人事業主とはどのような人ですか。
A1-5	令和 8 年 8 月 1 日時点及び申請日時点において、奄美市内に住所を有し、かつ居住する個人であって、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの総収入金額に占める「事業に係る収入金額」の割合が 2 分の 1 以上の方をいいます。 ※総収入金額とは、確定申告書第一表の「収入金額等」欄に記載された各収入金額のうち、総合譲渡短期・長期及び一時所得に係る金額を除いた額です。 ※令和7年中に開業した方、令和8年1月1日～8月1日までに開業した方については、確認方法が異なります。 ※令和7年途中に開業した方は「Q1-6」を、令和8年1月1日～8月1日までに開業した方は「Q4-9」をご確認ください。
Q1-6	令和7年中に開業した場合、「事業に係る収入金額が総収入金額の2分の1以上」の要件はどのように判定しますか。

A1-6	令和7年中に開業した方については、開業日の属する月から同年12月までの「事業に係る収入金額」を月単位で12か月分に換算して判定します。 この場合、年換算後の「事業に係る収入金額」と、その他の令和7年中の収入金額（総合譲渡短期・長期及び一時所得を除く。）の合計額を「総収入金額」として、そのうち「事業に係る収入金額」の割合が2分の1以上であるかを確認します。 なお、開業日の属する月を1か月として算定します。 （例） 令和7年7月開業で、7月から12月までの事業に係る収入金額が120万円、年金の収入が180万円の場合 120万円÷6か月(7～12月)×12か月＝240万円 240万円÷(240万円+180万円)÷57.1% ⇒ 2分の1以上
Q1-7	住民票が奄美市内にあれば、個人事業主として対象になりますか。
A1-7	住民票が奄美市内にあるだけでなく、令和8年8月1日時点及び申請日時点において奄美市内に居住している必要があります。
Q1-8	奄美市内に住民票があり居住していますが、事業所や主な仕事先が市外にあります。対象になりますか。
A1-8	対象になります。 個人事業主については、令和8年8月1日時点及び申請日時点で奄美市内に住所を有し、かつ居住していれば、事業所や仕事先が市外であっても、その他要件を満たせば対象になります。
Q1-9	「事業に係る収入金額」はどこで確認しますか。
A1-9	原則として、確定申告書第一表の「収入金額等」欄のうち、「㊦営業等、㊧農業」欄の金額で確認します。 なお、フリーランス等については、事業実態等を確認した上で、同欄の「雑」のうち「㊨業務」欄に記載された収入金額を「事業に係る収入金額」に含める場合があります。 また、㊩不動産収入については、要件を満たせば「事業に係る収入金額」に含める場合があります。詳しくはQ1-12をご確認ください。 総収入金額は、確定申告書第一表の「収入金額等」欄に記載された各収入金額のうち、総合譲渡短期・長期及び一時所得に係る金額を除いた額で確認します。 ※令和7年途中に開業した方については、「Q1-6」の方法により算定します。
Q1-10	フリーランスで収入を雑所得として申告している場合は対象になりますか。
A1-10	確定申告書第一表の「収入金額等」欄において、「雑」のうち「㊨業務」欄に記載された収入金額については、開業届その他の事業実態が確認できる書類を提出できる場合、「事業に係る収入金額」に含めることができます。その結果、「㊦営業等」「㊧農業」及び「雑・㊨業務」の対象となる収入金額の合計が、総収入金額の2分の1以上となる場合は、対象となります。

Q1-11	給与収入や年金収入が事業収入より多い場合は対象になりますか。
A1-11	対象になりません。 個人事業主として申請する場合は、総収入金額に占める「事業に係る収入金額」の割合が 2 分の 1 以上である必要があります。
Q1-12	不動産収入が主な収入の場合は対象になりますか。
A1-12	不動産貸付けによる収入を確定申告で不動産収入として申告している場合は、以下の申告方法に応じて、「事業に係る収入金額」に含めるかを判定します。 【青色申告の場合】 ・青色申告特別控除額が55万円以上の場合、不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。 ※控除額が55万円を下回る場合で、5棟10室基準を満たす場合は、個別にご相談ください。 【白色申告または市町村民税・県民税申告の場合】 ・次のいずれかの基準を満たす場合、不動産収入を「事業に係る収入金額」に含めます。 ＜5棟10室基準＞ (1)貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数が 10 室以上。 (2)独立家屋の貸付けについては、5 棟以上。 ※駐車場については、5 台分を貸室1室として換算します。 ※アパート等、独立家屋及び駐車場を併せて貸し付けている場合は、独立家屋1棟を貸室2室、駐車場5台分を貸室1室として換算し、その合計が 10 室以上となる場合に基準を満たすものとします。 なお、不動産貸付による収入を「事業に係る収入金額」に含めた結果、その金額が総収入金額の 2 分の 1 以上となるなど、その他の要件も満たす場合は、対象となります。 令和8年1月1日～8月1日までに不動産賃貸業を開始した方についても、5棟10室基準を満たす必要がありますので、開業届と併せて貸付対象不動産が確認できる書類も提出してください。
Q1-13	株式売買で収入を得ている場合は対象になりますか。
A1-13	株式売買での収入は、確定申告での事業収入には当たらないとされているため、原則として本給付金の「事業に係る収入金額」には含みません。事業として継続的に行っているなど、特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。
Q1-14	農業者・漁業者は対象になりますか。
A1-14	農業又は漁業による収入が「事業に係る収入金額」として確認でき、総収入金額の 2 分の 1 以上の場合は、個人事業主として対象になります。

Q1-15	士業(弁護士、社労士等)は対象になりますか。
A1-15	個人で士業を営んでいる場合は個人事業主として、士業法人として事業を営んでいる場合は法人として、それぞれ要件を満たす場合は対象となります。
Q1-16	確定申告をしていない個人事業主でも申請できますか。
A1-16	確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、令和 8 年度市民税・県民税の申告を行っていれば申請できます。 「Q1-5」の内容等を踏まえ、支給対象となるかを判断することになります。 なお、令和8年1月1日以降に開業した方は、「Q4-9」をご確認ください。
Q1-17	法人の代表者が、個人事業主としても別の事業を行っている場合は、それぞれ申請できますか。
A1-17	法人と個人事業主は別の事業者として扱うため、それぞれ要件を満たす場合は申請できます。ただし、個人事業主として申請できるのは、総収入金額に占める事業に係る収入金額が 2 分の 1 以上の場合に限りです。
Q1-18	同じ代表者が複数の法人を経営している場合、それぞれ申請できますか。
A1-18	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。
Q1-19	個人事業主が複数の事業を行っている場合、事業ごとに申請できますか。
A1-19	できません。個人事業主の場合は、複数の事業を行っていても、1 人につき 1 回限りの申請となります。
Q1-20	法人番号が分かりません。
A1-20	法人税確定申告書の控えなどで確認してください。分からない場合は、国税庁の法人番号公表サイトでご確認ください。
Q1-21	主たる事業の業種はどのように記入すればよいですか。
A1-21	主に営んでいる事業の業種を記入してください。分からない場合は、できるだけ具体的に事業内容を記入してください。

2 従業員数について

Q2-1	法人の給付額を判定する従業員数の基準日はいつですか。
A2-1	令和 8 年 8 月 1 日時点です。
Q2-2	従業員数には誰を含めますか。
A2-2	令和 8 年 8 月 1 日時点において、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者のうち、市内の事業所に常時勤務する方を含めます。
Q2-3	パート・アルバイトは従業員数に含めますか。
A2-3	雇用保険の被保険者であり、市内事業所に常時勤務している場合は含めます。雇用保険の被保険者でない方は、給付額区分の従業員数には含めません。

Q2-4	会社役員は従業員数に含めますか。
A2-4	原則として会社役員は雇用保険の被保険者ではないため、従業員数に含めません。ただし、雇用保険の被保険者であり、市内事業所に常時勤務している場合は、従業員数に含めます。
Q2-5	市外の事業所に勤務している従業員は含めますか。
A2-5	含めません。本給付金の法人の給付額判定では、市内事業所に常時勤務する雇用保険被保険者の数で判断します。
Q2-6	従業員数を確認する書類は何が必要ですか。
A2-6	従業員数が 9 人以下の場合は不要です。 従業員数が 10 人以上の場合は以下を提出してください。 ・ハローワークで発行できる「適用事業所台帳異動状況」
Q2-7	「適用事業所台帳異動状況」はどのようにしたら発行してもらえますか。
A2-7	鹿児島労働局 HP から「雇用保険適用事業所情報提供請求書」をダウンロードし、依頼する情報の「2適用事業所台帳ヘッダー2」を選択して、名瀬公共職業安定所(ハローワーク名瀬)にて請求してください。 ダウンロード先は下記のとおりです。 ・「鹿児島労働局」>「各種法令・制度・手続き」>「法令・様式集」>「様式集」>「雇用保険関係」 もしくは ・ 鹿児島労働局 雇用保険適用事業所情報提供請求書 で検索

3 給付額について

Q3-1	給付額はいくらですか。
A3-1	給付額は次のとおりです。 ・個人事業主:10 万円 ・法人(従業員数 9 人以下):10 万円 ・法人(従業員数 10 人～29 人):20 万円 ・法人(従業員数 30 人以上):30 万円
Q3-2	法人で雇用保険被保険者が 0 人の場合は対象になりますか。
A3-2	法人がその他の要件を満たす場合は、従業員数 9 人以下の区分として 10 万円の給付対象となります。
Q3-3	1 法人で市内に複数店舗営業している場合、店舗ごとに申請できますか。
A3-3	できません。給付金の交付は、1 法人につき 1 回限りです。

4 申請・申請書類について

Q4-1	申請期間はいつからいつまでですか。
A4-1	令和 8 年 10 月 1 日(木)から令和 8 年 11 月 30 日(月)までです。郵送の場合は、当日消印有効です。
Q4-2	申請すれば必ず給付されますか。
A4-2	必ず給付されるものではありません。申請書兼請求書と添付書類により、対象要件を満たしているか市で審査します。審査の結果、要件を満たしていると認められた場合に給付金を交付します。
Q4-3	申請書兼請求書の誓約・同意事項に同意しない場合でも申請できますか。
A4-3	申請できません。誓約・同意事項は、要件の確認や審査に必要な内容です。
Q4-4	給付金を受領後、要件に該当しないことが分かった場合や、申請に虚偽の内容が含まれていた場合はどうなりますか。
A4-4	給付金を返還していただきます。
Q4-5	申請書はどこで入手できますか。
A4-5	奄美市ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.amami.lg.jp/shosui/jigyosyo/jigyosyo.html また、奄美市役所各支所や商工会議所等でも配布します。 ・名瀬総合支所 商工政策課 ・奄美大島商工会議所 ・住用総合支所 産業建設課 ・あまみ商工会 ・笠利総合支所 産業振興課
Q4-6	申請方法はありますか。
A4-6	原則として郵送での申請を受け付けます。
Q4-7	郵送先はどこですか。
A4-7	それぞれ下記のとおりです。 なお、封筒には、「事業所支援給付金申請書 在中」と記載ください。 奄美大島商工会議所会員の方 〒894-0034 鹿児島県奄美市名瀬入舟町 12-6 奄美大島商工会議所 宛て あまみ商工会会員の方 〒894-0511 鹿児島県奄美市笠利町大字里 425-1

	あまみ商工会 宛て 上記以外の方 〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市役所商工政策課 宛て
Q4-8	税申告書の控えを紛失した、手元にない場合の取得方法を教えてください。
A4-8	税申告書の控えの請求については、申告先にお問い合わせください。 【確定申告の場合】 電子申告(e-TAX)で申告した場合は、e-Tax にログインすることで、提出した申告書等の内容を確認し、帳票を表示・印刷することができます。e-Tax ホームページの「ログイン」から e-Tax ソフト(WEB 版)にログインし、次の手順で確認してください。 1. 「メッセージボックス(お知らせ・受信通知)」を開く 2. 該当する申告書等の受信通知を選択する 3. 「帳票を表示する」を選択する 4. 表示された申告書等を印刷する 受信日時が確認できる申告書、又は受信通知を提出してください。e-Tax のメッセージボックスでは、申告内容や送信日時を確認できます。 書面で提出した場合は、税務署への開示請求により取得したものを提出してください。 【市民税・県民税申告の場合】 奄美市役所税務課において、申告書の控えを取得できます。受付印が押されていない、無料で取得できるもので結構です。
Q4-9	令和8年3月に開業したため、確定申告をまだ行っていません。この場合、申請はできませんか。
A4-9	申請できます。令和8年1月1日から8月1日までに開業した方は、開業届により開業時期を確認します。 e-Tax で提出した場合は、受信日時が確認できる開業届、又は受信通知を提出してください。書面で提出した場合は、税務署への開示請求により取得したものを提出してください。なお、令和8年8月1日時点及び申請日時点において事業を営んでいる必要があります。 また、個人事業主で、令和8年1月1日から8月1日までに不動産賃貸業を開始した方について、5棟10室基準を満たす必要があります。詳しくは Q1-12 をご確認ください。
Q4-10	電子申告(e-TAX)で申告している場合は何を添付すればいいですか。
A4-10	受信日時が確認できる申告書、又は受信通知を提出してください。取得方法は Q4-8 をご確認ください。

Q4-11	令和8年8月1日時点で事業を営んでいたことは、どのように確認しますか。
A4-11	原則として申請書兼請求書の誓約及びその他の提出書類で確認します。 なお、提出書類のみでは令和8年8月1日時点の事業実施状況を確認できない場合は、次のような書類の提出をお願いすることがあります。 法人の場合 営業許可書、賃貸借契約書、業務委託契約書、売上台帳、出荷証明書 等、その他令和8年8月1日時点で事業を営んでいることが確認できる書類 個人の場合 開業届、営業許可書、賃貸借契約書、業務委託契約書、出荷証明書、 等、そ令和8年8月1日時点で事業を営んでいることが確認できる書類
Q4-12	本店又は主たる事務所が奄美市内にあることを確認する書類とは何ですか。
A4-12	国税庁 HP「法人番号公表サイト」において、本店又は主たる事務所の所在地が奄美市内であることを確認し、その検索結果画面を印刷して提出してください。
Q4-13	国税庁 HP「法人番号公表サイト」で本店又は主たる事務所を確認できない場合はどうすればよいですか。
A4-13	履歴事項全部証明書、法人設立届出書、その他令和8年8月1日時点で本店又は主たる事務所の所在地が奄美市内にあることを確認できる書類を提出してください。
Q4-14	申請者名義と異なる口座を指定できますか。
A4-14	できません。振込口座は、法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座に限ります。
Q4-15	通帳がない場合は何を添付すればよいですか。
A4-15	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が分かるものを提出してください。ネットバンクの場合は、これらの情報が分かる画面の写しを提出してください。 当座口座などで通帳がない場合は、金融機関は発行する口座情報が確認できる書類、又はネットバンク等の画面の写しを提出してください。

Q4-16	NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人は対象になりますか。
A4-16	法人税法上の公益法人等に該当する法人は、奄美市内に本店又は主たる事務所があり、令和 8 年 8 月 1 日時点において法人税法上の収益事業を行っている場合に限り対象となります。 公益法人等には、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等が含まれます。 申請の際は、収益事業に係る最新の法人税確定申告書別表第一又は収益事業開始届出書を提出してください。提出書類だけでは令和 8 年 8 月 1 日時点における収益事業の実施状況を確認できない場合は、契約書その他の書類の提出をお願いすることがあります。 なお、収益事業とは物品販売業、製造業、請負業など、法人税法施行令第5条に定める 34 の事業を、継続して事業場を設けて行うものをいいます。
Q4-17	一般社団法人、一般財団法人は対象になりますか。
A4-17	一般社団法人、一般財団法人は、法人税法上の「非営利型法人」に該当するかどうかで取扱いが異なります。 非営利型法人の場合は、令和 8 年 8 月 1 日時点で法人税法上の収益事業を行っている場合に限り対象となります。 非営利型法人に該当しない場合は、通常の法人と同様に、その他の給付要件を満たせば対象となります。 区分が分からない場合は、税理士などへご確認ください。

5 その他

Q5-1	現金で受け取ることはできますか。
A5-1	できません。給付金は、申請書に記載された口座への振込により交付します。
Q5-2	給付金の用途に制限はありますか。
A5-2	事業継続に資する範囲であれば、用途は問いません。
Q5-3	給付金の使い道について実績報告は必要ですか。
A5-3	実績報告は不要です。ただし、後日アンケート等への協力をお願いする場合があります。
Q5-4	給付金は課税対象ですか。
A5-4	本給付金は、課税の対象となります。